

# ショートステイ サミック 利用料金表 (2019年10月1日現在)

## 【第1段階】

区分	①			計① (1泊2日あたり)	別途電気代(テレビ)として1日 55円 洗濯サービス費として1回 220円  その他レクリエーション活動、理美容代、日用品代理購入等を行う場合は実費をご負担頂いております。
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)		
要介護 1	¥684	¥300	¥820	¥3,608	
要介護 2	¥751	¥300	¥820	¥3,742	
要介護 3	¥824	¥300	¥820	¥3,888	
要介護 4	¥892	¥300	¥820	¥4,024	
要介護 5	¥959	¥300	¥820	¥4,158	
要支援 1	¥514	¥300	¥820	¥3,268	
要支援 2	¥638	¥300	¥820	¥3,516	

## 【第2段階】

区分	①			計① (1泊2日あたり)	別途電気代(テレビ)として1日 55円 洗濯サービス費として1回 220円  その他レクリエーション活動、理美容代、日用品代理購入等を行う場合は実費をご負担頂いております。
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)		
要介護 1	¥684	¥390	¥820	¥3,788	
要介護 2	¥751	¥390	¥820	¥3,922	
要介護 3	¥824	¥390	¥820	¥4,068	
要介護 4	¥892	¥390	¥820	¥4,204	
要介護 5	¥959	¥390	¥820	¥4,338	
要支援 1	¥514	¥390	¥820	¥3,448	
要支援 2	¥638	¥390	¥820	¥3,696	

## 【第3段階】

区分	①			計① (1泊2日あたり)	別途電気代(テレビ)として1日 55円 洗濯サービス費として1回 220円  その他レクリエーション活動、理美容代、日用品代理購入等を行う場合は実費をご負担頂いております。
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)		
要介護 1	¥684	¥650	¥1,310	¥5,288	
要介護 2	¥751	¥650	¥1,310	¥5,422	
要介護 3	¥824	¥650	¥1,310	¥5,568	
要介護 4	¥892	¥650	¥1,310	¥5,704	
要介護 5	¥959	¥650	¥1,310	¥5,838	
要支援 1	¥514	¥650	¥1,310	¥4,948	
要支援 2	¥638	¥650	¥1,310	¥5,196	

## 【第4段階】

区分	①			計① (1泊2日あたり)	別途電気代(テレビ)として1日 55円 洗濯サービス費として1回 220円  その他レクリエーション活動、理美容代、日用品代理購入等を行う場合は実費をご負担頂いております。
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)		
要介護 1	¥684	¥1,392	¥2,006	¥8,164	
要介護 2	¥751	¥1,392	¥2,006	¥8,298	
要介護 3	¥824	¥1,392	¥2,006	¥8,444	
要介護 4	¥892	¥1,392	¥2,006	¥8,580	
要介護 5	¥959	¥1,392	¥2,006	¥8,714	
要支援 1	¥514	¥1,392	¥2,006	¥7,824	
要支援 2	¥638	¥1,392	¥2,006	¥8,072	

※送迎サービスをご利用される場合は 片道 184単位が加算されます。

なお、エリア外送迎料金は事業所から片道概ね10km未満 200円/回

事業所から片道概ね10km以上 1kmにつき 20円/回

※利用者負担段階は、利用者の収入に応じて第1段階から第4段階まで負担段階が区分されています。

#### 利用者負担段階

- 第1段階： 世帯全員が市町村民税非課税で、老人福祉年金受給者及び生活保護受給者の方  
 第2段階： 世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得と課税年金収入合わせて80万円以下の方  
 第3段階： 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方  
 第4段階： 上記以外の方

※尚、この利用者負担段階は、ご本人様の保険者である自治体の役所（介護保険係）へ申請の上認定を受ける必要があります。（毎年必要となります。）

#### その他加算

### 田川地区は地域加算がなく1単位10,000円です

ご利用者の状態や、施設体制の状況により算定される加算がございます。

また、医師・看護師・管理栄養士等の勤務配置等により変動が生ずる場合があります。

区 分	1日の単位	1日の自己負担額の目安（円）
生活機能向上連携加算	200/月	200/月
専従の機能訓練指導員配置加算	12	12
個別機能訓練加算	56	56
看護体制加算Ⅰ	4	4
看護体制加算Ⅱ	8	8
看護体制加算Ⅲ	12	12
看護体制加算Ⅳ	23	23
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	18
夜勤職員配置加算Ⅳ	20	20
医療連携強化加算	58	58
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200（7日間限度）	200（7日間）
若年性認知症利用者受入加算	120	120
緊急短期入所受入加算	90（7日間限度）	90（7日間限度）
※療養食加算	8/回（1日3回）	8/回（1日3回）
在宅中重度者受入加算（1）	421	421
在宅中重度者受入加算（2）	417	417
在宅中重度者受入加算（3）	413	413
在宅中重度者受入加算（4）	425	425
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	3
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	4
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	12
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	6
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	6
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	/月	— 上記の8.3%相当額/月
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	/月	— 上記の2.3%相当額/月

単位数の末尾に/月の記述が無いものは原則1日当たりの算定単価になります。